

平成30年 2月 6日

北海道商工業振興審議会  
会長 穴沢 眞 様

北海道商工業振興審議会商業活性化部会  
部会長 江頭 進

「北海道地域商業の活性化に関する条例」の見直しについて（報告）

平成29年7月14日付け中企第665号で北海道商工業振興審議会に諮問のありましたこのことについて、本部会は次のとおり報告します。

## 記

### 1 「北海道地域商業の活性化に関する条例」の見直しについて

条例の適時性や条例による対応、道による対応などの「必要性」、特定小売事業施設の新設届出や地域貢献活動計画の提出、道や国、市町村の施策、優良事例の公表による条例の「効果」、「道の基本方針との適合性」、「適法性及び規定の適正化」の4つの視点で点検を行った結果、現行条例の目的や基本理念、各規定は、現在の社会経済情勢のもとでも妥当であり、現行どおり維持することが適当である。

### 2 「北海道地域商業の活性化に関する条例施行規則」の見直しについて

規則で定めている、条例に基づく届出や計画等を提出する際の各種様式については、特定小売事業施設の届出や地域貢献活動計画の提出状況などから点検を行った結果、届出に当たって不具合はなく、届出者等からの疑義も生じていない。

また、規則で定めている、条例に基づき新設の届出等が必要となる特定小売事業施設の定義である「店舗面積6,000㎡」については、大規模小売店舗立地法の対象となる店舗面積1,000㎡を超える小売事業施設の出店傾向を店舗面積別に分析したところ、条例の対象となる6,000㎡超の出店に大きな変化が見られなかったことや、6,000㎡以下の店舗にあっても、その立地に際し大きな問題が生じていないこと、市町村や商工団体等のアンケートやヒアリングにおいても適当とする回答が多かったことなどから総合的に勘案して、現状の「店舗面積6,000㎡」が妥当である。

以上から規則については、現状の規定が妥当であり、現行どおり維持することが適当である。

なお、店舗面積6,000㎡以下の小売事業施設についても、地域貢献活動など、条例で定める事業者、小売事業施設設置者としての責務が積極的に取り組まれるよう努めること。

また、今後、出店傾向を適宜把握し、店舗面積に大きな変化が生じた場合には、次回の条例の見直し時期となる5年を待たずに、見直しを検討すること。

### 3 「北海道地域貢献活動指針」の見直しについて

条例に基づく特定小売事業施設からの地域貢献活動計画等の届出など地域貢献活動の実施状況や、市町村アンケートや地域・大型店ヒアリングなどにより点検を行った結果、時点修正のほか、参考となる取組例の追加や、より分かりやすい構成にするための修正が必要であり、別添1のとおりとする。

なお、大型店による地域貢献活動の実施や、商店街等との連携・協働の実効性を確保するため、本指針の内容の周知やその実施を促す取組を、今後強力に展開すること。

### 4 新たな「北海道地域商業活性化方策」について

平成30年度から取り組む新たな方策については、現行の方策と同様に地域商業の活性化に向け、条例の目指す3つの姿、「地域商業、地域経済の活性化」、「道民生活の安定」、「地域コミュニティの活性化」に沿って、重点的に取り組むべきテーマを設定し、具体的な取組例を示すことが必要であり、目指す姿や取組例などが地域関係者に理解され、こういった取組がどのような課題解決に資するのか、取組の目的を明確化し、共有することで積極的な取組が推進されるよう、別添2のとおりとする。